

公安委員会定例会議の概要

開催月日：令和6年7月12日（金）

出席者

○公安委員会

平川委員長、久家委員、板井委員

○県警察

警察本部長、警務部長、生活安全部長、刑事部長、交通部長、警備部長、警察学校長、警務部総括参事官、総務課長、監察課長、地域課長、捜査第一課長、交通企画課長、交通規制課長、通信庶務課長、生活安全企画課次席、公安委員会補佐室長、捜査第一課課長補佐

大分県公安委員会定例会議における協議事項、大分県警察からの報告事項等は次のとおりであり、それぞれの事項について審議を行いました。

協議事項

○ 銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の改正について

警察本部から、銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部を改正する政令等の施行に伴い、同政令等を引用する銃砲刀剣類所持等取締法施行細則を改正することについての説明がなされ、協議の結果、原案のとおり同法施行細則を改正することを決定した。

○ 公安委員会に対する苦情の申出に関する調査結果について

警察本部から、公安委員会宛てに送付された苦情の申出について、当該調査結果の説明がなされ、協議の結果、申出人に対する回答を決定した。

○ 行政不服審査法に基づく審査請求の審理経過及び裁決（棄却）について

警察本部から、大分県公安委員会が行った運転免許拒否処分及び運転免許を受けることができない期間を指定する処分に係る審査請求の審理手続を終了し、行政不服審査法第45条第2項の規定により当該審査請求を棄却する旨の説明がなされ、協議の結果、原案のとおり当該審査請求を棄却することを決定した。

○ 交通安全施設への共架について

警察本部から、交通安全啓発活動のため、公安委員会が設置している交通安全施設に柱巻を共架することについての説明がなされ、協議の結果、原案のとおり柱巻を共架することを決定した。

報 告 事 項

○ 監察事項について

警察本部から、警察職員の規律違反について、報告がなされた。

○ 警察活動における暑熱対策の推進について

警察本部から、暑さが厳しい環境においても、警察職員の健康や安全を確保し、その業務能率を維持するため、警察活動中におけるネッククーラー、ドリンクホルダー及びサングラスの活用を推進することについて、報告がなされた。

公安委員から、「現場警察官による諸活動の能率低下を防止し、各種業務を適切かつ円滑に遂行できるよう当該取組を推進していただきたい」旨の意見がなされた。

○ 令和6年度九州管区内警察柔道・剣道大会への出場について

警察本部から、令和6年度九州管区内警察柔道・剣道大会について、日時場所、試合種別、試合方法等について、報告がなされた。

○ ストーカー行為者等に対する対応状況・行政処分について

警察本部から、令和6年4月から6月の間におけるストーカー・DV事案対応状況及びストーカー規制法に基づく文書警告等の実施状況について、報告がなされた。

公安委員から、「被害者等の心情に寄り添った各種対応を適切に実施していただきたい」旨の意見がなされた。

○ 令和6年上半期の交通事故発生状況等について

警察本部から、上半期の交通事故発生状況及び下半期の交通事故抑止対策について、報告がなされた。

公安委員から、「各種施策等の成果が数字として表れているところ、交通事故が増加傾向にある下半期においても、引き続き、効果的な交通事故抑止活動を推進していただきたい」旨の意見がなされた。